

第 2 編 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第 1 章 防災気象情報の伝達

【防災危機管理課、消防防災安全課、河川課、砂防課、松山地方気象台】

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、愛媛県地域防災計画地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

2-1-1 定義

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によりり、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によりり、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表するものをいう。

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第 13 条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第 22 条（[昭和 23 年法律第 186 号](#)）の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

11 火災警報

火災警報とは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、市町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

12 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

(1) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

(2) 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる[防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるもの](#)をいう。

2-1-2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が県内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編「松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準」、5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

2 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

3 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」のとおりである。

2-1-3 気象情報の種類及び伝達系統

1 気象情報の種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ・ 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」

- ・ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
 - ・ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」
- (2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
- ・ 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
 - ・ 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。
 - ・ 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
 - ・ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。
- (3) 気象情報の対象となる現象別の種類
- 台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、^{※1} 記録的短時間大雨情報、^{※2} 竜巻注意情報、^{※3} 顕著な大雨に関する気象情報などがあり、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけている。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

2-1-4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

2-1-5 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位到達情報の発表及び伝達系統は、愛媛県水防計画の定めるところによる。

2-1-6 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

伝達は、第2編第32章火災予防対策による。

2 火災警報

市町長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、市町地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

2-1-7 伝達体制

県、市町及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため伝達体制を確立しておく。

県及び市町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、IP告知システム、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

- (1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を発表し、又は切り替え、解除した場合は、法令及び特別警報・警報・注意報伝達系統に基づき、速やかに関係機関に伝達する。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）等により、市町及び県出先機関へ伝達するとともに、特に迅速かつ確実な伝達が必要と判断される場合は、テレビ会議システム等を活用するなど、速やかに関係機関に伝達する。
- (3) 市町は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段については、市町地域防災計画で定めておく。
- (4) 市町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- (5) 放送機関は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努める。
- (6) その他の防災関係機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図る。
- (7) 県、市町、その他の防災関係機関は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

2-1-8 非常時の伝達体制

- (1) 防災関係機関は、松山地方気象台との専用通信回線又は公衆通信回線が途絶するなど松山地方気象台と連絡がとれなくなった場合には、連絡員を派遣するなど予警報の受信の確保に努める。
- (2) 県から市町等への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、市町等の最寄りの無線局等を通じ非常通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- (3) 市町においても住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める。

2-1-9 観測資料の通報連絡

- (1) 県に所属する雨量・水位・高潮の観測点の観測結果は、必要に応じ、松山地方気象台に通報する。
- (2) 気象台に所属する県内の観測点の観測結果は、松山地方気象台に集め、必要に応じ、県に通報する。
- (3) 国土交通省に所属する県内の観測点の雨量、水位の観測結果は、それぞれの国土交通省事務所より必要に応じ松山地方気象台及び県に通報する。

※資料	1	松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	(資料編 2-1)
	2	特別警報・警報・注意報の伝達系統	(資料編 2-2)
	3	警戒レベルと住民等のとるべき行動について	(資料編 2-8)
	4	J-A L E R Tシステムの概要	(資料編 5-5)

第2章 防災思想・知識の普及

【防災危機管理課、消防防災安全課、私学文書課、保健福祉課、産業政策課、建築住宅課、社会教育課、保健体育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、県、市町及び関係機関は、県民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。県、市町及び関係機関は、各所属職員のほか、県民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

防災条例第23条及び第35条

2-2-1 県の活動

防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

1 県職員に対する教育

県職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等を通じ教育を行う。

防災条例第35条

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 県地域防災計画と防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策
- (9) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項

(防災組織・分担等)を定めたマニュアルを策定する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう働きかけるとともに、情報提供等に努める。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎的知識を修得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策(避難場所・避難経路・避難方法の確認等)の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校、中等教育学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 県民に対する防災知識の普及

県は、災害時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町及び大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

防災条例第9条第1項、第23条
第2項及び第49条

- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用
- (2) 社会教育を通じた啓発
県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。
 - ア 啓発の内容
県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。
 - イ 啓発の方法
各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
- (3) 各種団体を通じた啓発
県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。
- (4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発
県は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

2-2-2 市町の活動

防災条例第23条第1項、第24条第1項及び第2項

市町は、職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、住民自らが生命、身体及び財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

2-2-3 関係機関の活動

防災条例第23条

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

2-2-4 普及の際の留意点

防災条例第9条

- (1) 防災マップ等の活用
浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マ

ップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

県及び市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

県及び市町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 県民の防災対策 【防災危機管理課】

災害による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、県及び市町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

2-3-1 県民の果たすべき役割

県民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- (6) 家屋の補強を行う。
- (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。)また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (10) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 災害時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (5) 自力による生活手段の確保を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

防災条例第4条、第7条及び第8条

防災条例第9条から第12条まで

防災条例第4条、第36条から第38条まで

- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2-3-2 県、市町の活動

1 防災意識の啓発

市町は、県民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に積極的に協力する。

防災条例第 23 条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、県民に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

第4章 自主防災組織の防災対策 【防災危機管理課、消防防災安全課】

災害による被害を軽減するためには、県民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

防災条例第25条

このため、県及び市町は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

2-4-1 自主防災組織の育成強化

防災条例第25条

県民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、県及び市町は、自主防災組織の結成を積極的に促進するとともに、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動のほか、市町の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

2 組織づくり

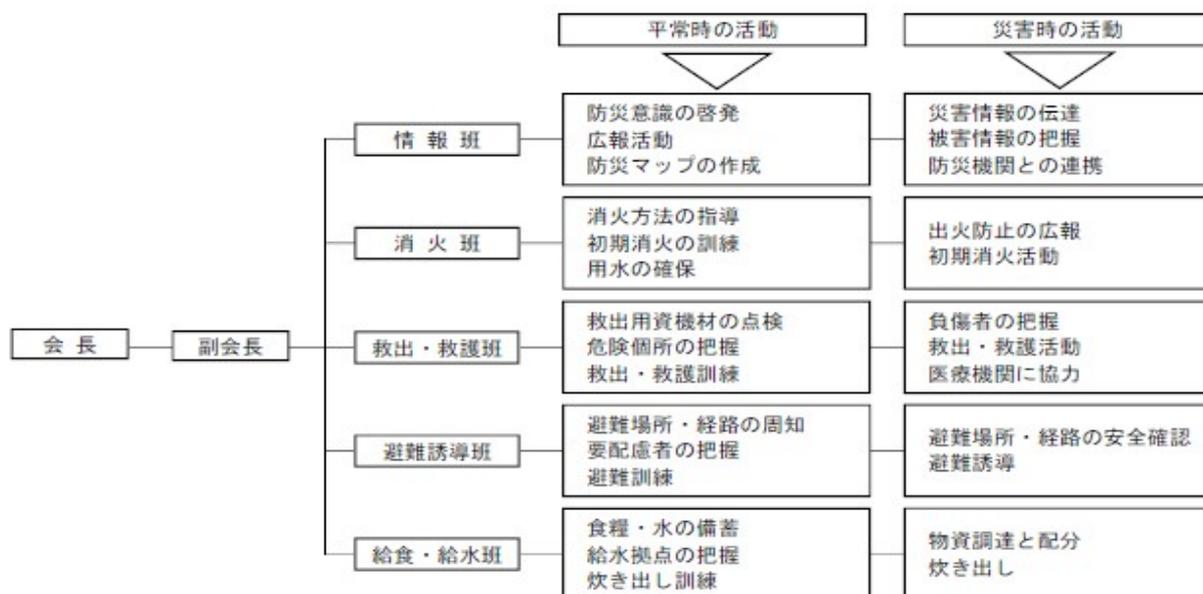
防災条例第13条及び第26条

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 町内会長、自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- (2) 町内会、自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- (4) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (5) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割



2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、県や市町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項：① 平常時における防災対策
 ② 災害時の心得
 ③ 自主防災組織が活動すべき内容
 ④ 自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）

防災条例第5条、第18条及び第39条

防災条例第13条及び第15条から第16条まで

防災条例第14条

防災条例第16条

- (2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- (3) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市町等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

防災条例第 15 条及び第 18 条

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

防災条例第 18 条

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

防災条例第 18 条

9 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

防災条例第 16 条

10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

防災条例第 17 条

2-4-3 県、市町の活動

1 自主防災組織づくりの推進

市町は、自主防災組織づくりを推進する。県は、市町に積極的に協力する。

防災条例第 25 条第 1 項、第 2 項

2 自主防災に関する意識の高揚

県及び市町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

防災条例第 23 条第 1 項

また、消防学校は、人づくりの拠点として、地域防災リーダーの育成を行うほか、市町消防機関とともに、消防の分野に係る知識・技能研修

の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

3 組織活動の促進

市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

県及び市町は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

防災条例第 26 条

2-4-4 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

2-4-5 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

県内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

防災条例第 19 条及び第 21 条

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第 15 条の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び

自衛水防組織等の構成員について市町長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

- (2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- (3) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水の防止のための訓練の実施に努める。

2-4-6 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町に提案する。

市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市町は、必要があると認めるときは市町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市町地域防災計画において、当該市町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

※資料 1 自主防災組織の現況

2 婦人・少年・幼年消防クラブの状況

3 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 18-1)

(資料編 18-2)

(資料編 22-1)

第5章 事業者の防災対策

【防災危機管理課、消防防災安全課、産業政策課、経営支援課、技術企画室】

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び市町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

防災条例第6条

2-5-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

防災条例第19条から第22条まで及び第48条

2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

防災条例第 40 条及び第 41 条及び第 45 条

2-5-2 県、市町の活動

1 防災意識の啓発

市町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に協力する。

また、県及び市町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

このほか、県は、消防学校において事業者の自衛消防隊員を対象とした防災教育を推進する。

防災条例第 23 条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

県及び市町は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

- | | | | |
|-----|---|------------------------|-------------|
| ※資料 | 1 | 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 | (資料編 12-13) |
| | 2 | 災害時における被災者への支援活動に関する協定 | (資料編 12-14) |
| | 3 | 災害時における帰宅困難者支援に関する協定 | (資料編 12-15) |
| | 4 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編 22-1) |

第6章 ボランティアの防災対策

【男女参画・県民協働課、保健福祉課、県警本部、日本赤十字社】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

防災条例第26条及び第33条

2-6-1 県の活動

1 県ボランティア・市民活動センターへの支援

県は、愛媛県社会福祉協議会と連携し、同協議会が行う県ボランティア・市民活動センター運営のため、次の支援等を行う。

防災条例第26条及び第33条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、県民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2-6-2 市町の活動

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

防災条例第26条及び第33条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の

整備を図る。

- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市町は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

2-6-3 県警察の活動

県警察は、市町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し助成その他の支援を行う。

2-6-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

防災条例第 26 条及び第 33 条

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動や救援物資の搬出入・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素から防災ボランティアを養成、登録する。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第 15 条第 2 項に基づき、県、市町、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

2-6-5 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

- ※資料
- 1 ボランティアセンター事業概念図
 - 2 ボランティア等の応援活動
 - 3 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 18-3)

(資料編 18-4)

(資料編 22-1)

第7章 防災訓練の実施

【防災危機管理課、消防防災安全課、河川課、県警本部、第六管区海上保安本部】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は市町の地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

2-7-1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

防災条例第9条第1項及び第15条

2-7-2 防災訓練の種別

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年1回	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関（市町地域住民を含む）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
災害情報システム訓練	年1回	災害情報システムによる県被害情報の取りまとめに関する訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職団員
通信連絡訓練	〃	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練	県、県警、市町、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者の非常招集	県、県警、市町
水防訓練	〃	各種水防工法の実施訓練	国、県、市町等
水防演習	4年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、市町、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市町

消防団教養訓練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防機関、関係事業所
毒物劇物等事故処理訓練	〃	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警、消防機関、関係製造所、関係運送業者
避難訓練	〃	市町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	市町、学校、事業所
海上保安訓練	〃	海上保安庁防災業務計画による関係機関による救難訓練	海上保安庁、県、県警、自衛隊、漁業関係者、防災関係機関

2-7-3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2-7-4 訓練の方法

訓練実施各機関は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果ある方法で訓練を行う。

また、県においては、他県との応援協定に基づく合同訓練の実施に努めるとともに、県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため、特に必要と認めるときは、当該訓練実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

なお、訓練の実施に当たっては、広報に努め、住民等の積極的参加を求め、訓練に伴う混乱防止に努める。

2-7-5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

- | | | | |
|-----|---|------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 市町消防の現況 | (資料編 4-1) |
| | 2 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編 22-1) |
| | 3 | 防災・危機管理セルフチェック項目 | (資料編 20-8) |

第8章 業務継続計画の策定 【防災危機管理課ほか全部局】

県、市町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2-8-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、県及び市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2-8-2 県の業務継続計画

県は、平常時から災害に備えて災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、県民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。このような活動を行う一方で、それ以外の県の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、県は、災害時においても県の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

2-8-3 市町の業務継続計画

市町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第9章 避難対策 【防災危機管理課、保健福祉課】

防災条例第27条及び第28条

市町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、市町は、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

県は、市町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

加えて、県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、市町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2-9-1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、市町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、市町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ

る等、避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受け入れできるように配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよ

う努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (2) 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。

2-9-2 避難路の指定

市町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

2-9-3 住民等への周知のための措置

市町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、県では、災害情報システムと連携したスマートフォン向け避難支援アプリ「ひめシェルター」により、災害時の円滑な避難を支援する。

2-9-4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や

子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

防災条例第 28 条

2-9-5 市町等の避難計画

1 市町の避難計画

市町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報

- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備
- (8) 不特定多数の人が利用する地下街・地下道・地下駐車場など地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害の特定
 - 洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定
- (2) 避難指示等の対象とする区域
 - 災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難指示等の客観的な判断基準
 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 - ウ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難指示等の伝達方法
 - ア 災害種別毎の避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
 - イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 - ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害種別毎の特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること
 - ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること

3 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛

生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

4 避難所運営マニュアルの策定

市町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

5 洪水予報河川等への具体的な避難指示等の発令基準の策定

市町は洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

- ※資料
- | | |
|---|-------------|
| 1 | 都市公園現況表 |
| 2 | 愛媛県防災対策基本条例 |

(資料編 12-9)

(資料編 22-1)

第10章 緊急物資確保対策

【防災危機管理課、交通政策室、環境政策課、経営支援課、農産園芸課、四国経済産業局、中国四国農政局愛媛県拠点】

県、市町等の各機関は、災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、県、市町は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

2-10-1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

1 四国経済産業局

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等との調整及び情報提供

2 中国四国農政局

応急用食料・物資の供給が行えるように各関係機関との連絡体制を構築する。

3 県の活動

- (1) 大規模災害発生時、市町が行う被災者援護等を支援するための緊急援護物資の備蓄
- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量の定期的な調査
- (3) 県内における緊急物資調達計画の策定

防災条例第29条及び第30条

- (4) 大量調達可能な小売業者等との災害時応援協定の締結の促進
- (5) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (6) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (7) 市町が行う緊急物資備蓄の推進
- (8) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (9) 県民が行う家庭内備蓄等の促進
- (10) 緊急援護物資の輸送手段の確保
- (11) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備
- (12) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制を整備
- (13) 県は、多種・多様な企業・団体との災害時応援協定の締結の促進に努める。

4 市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

5 県民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

2-10-2 飲料水等の確保

1 県の活動

- (1) 民間企業との協定の締結等により、飲料水の確保に努める。
- (2) 県民及び市町が実施する水の確保対策の啓発を行う。

2 市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標

とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備)

イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

2-10-3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点(物資集積場所)から指定避難所等に至る輸送(ラストワンマイル)について、県及び市町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 県の活動

- (1) 広域物資輸送拠点(物資拠点)の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 市町の物資集積場所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制整備
- (4) 県内の被災状況等に応じた、県外の物資拠点の活用を図るための体制整備
- (5) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合等においても被災者に物資を確実に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備(愛媛県救援物資供給マニュアル及び物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化)
- (6) 物資供給に係る訓練及び研修等の実施
- (7) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (8) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

2 市町の活動

- (1) 地域内輸送拠点(物資集積場所)の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備(物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化)
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

※資料	1	緊急援護物資	(資料編 10-1)
	2	緊急援護物資管理及び輸送体制	(資料編 10-2)
	3	市町備蓄物資一覧表	(資料編 10-3)
	4	米穀の調達に関する協定書	(資料編 10-5)
	5	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(資料編 10-6)
	6	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(資料編 10-8, 9)
	7	災害時における物資供給に関する協定	(資料編 10-10)
	8	災害時における食料(パン)の調達に関する協定	(資料編 10-11)
	9	災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者への支援に関する協定	(資料編 10-12)
	10	災害時における緊急物資提供に関する協定	(資料編 10-16)
	11	災害時における物資の調達に関する協定	(資料編 10-14, 21)
	12	災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定	(資料編 10-22)
	13	災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定	(資料編 10-23)
	14	災害時における物資の保管等に関する協定	(資料編 11-29)
	15	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)

第 1 1 章 医療救護対策

【医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、県立病院課、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、公益社団法人愛媛県柔道整復師会】

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

2-11-1 実施方針

防災条例第 32 条

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市町が行う。被災地の市町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市町を応援・補完する立場から、市町から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、県民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市町は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルズに配慮する。
- (6) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。

2-11-2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括 コーディネータ	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院 コーディネータ	宇 摩	災害（基 幹）拠点 病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院 コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

2-11-3 初期医療体制

1 市町地域防災計画への記載事項等

市町は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市町地域防災計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

防災条例第 32 条第 1 項

2 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

- (1) 救護班の種類
 - ア 県立病院の職員による救護班
 - イ 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
 - ウ 愛媛県医師会会員による救護班
 - エ 愛媛県歯科医師会会員による救護班
 - オ 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班
 - カ 公的医療機関の職員による救護班
- (2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師 1～2 名、保健師、看護師 4～5 名、事務職員（自動車運転手を含む。） 1～2 名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、概ね歯科医師 1 名、

防災条例第 32 条第 1 項

歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

2-11-4 後方医療機関

1 救護病院等

- (1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1箇所程度選定する。
- (2) 県は、救護病院等の収容可能患者数をあらかじめ把握する。
- (3) 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。
- (4) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- (5) 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (6) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

2 災害（基幹）拠点病院

- (1) 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1箇所（松山圏域にあっては2箇所）指定する。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有するものとする。
- (2) 県は、災害基幹拠点病院を県内に1箇所指定する。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。そのため、県及び統括コーディネータと一体となり、災害拠点病院と連携し、県全体の医療救護の調整を行い、実施するものとする。
- (3) 災害（基幹）拠点病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- (4) 災害（基幹）拠点病院は、災害発生時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。
- (5) 災害（基幹）拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定

に基づく治療順位の決定)・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

- (6) 災害(基幹)拠点病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- (7) 災害(基幹)拠点病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備(井戸設備を含む。)、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (8) 災害(基幹)拠点病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。
- (9) 災害(基幹)拠点病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- (10) 県は、災害(基幹)拠点病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害基幹 拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点 病院	宇 摩	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条	県立新居浜病院
	今 治	県立今治病院
	松 山	松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
	宇 和 島	市立宇和島病院

3 三次救急医療施設

- (1) 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設のライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。
- (2) 災害時に多発する外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実を図る。

区 分	病 院 名
三次救急 医療施設	東予救命救急センター(県立新居浜病院)
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター(市立宇和島病院)
	愛媛大学医学部附属病院

4 災害拠点精神科病院

- (1) 県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、災害拠点精神科病院を県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、必要な数を(少なくとも1箇所以上)指定する。災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム(DMAT)と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、精

神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（**DPAT**）の派遣機能を有するものとする。

- (2) 災害拠点精神科病院は、災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、災害時における精神医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。
- (3) 災害拠点精神科病院は、DPAT 統括者が行う DPAT の派遣調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能を有すること。
- (5) 災害拠点精神科病院は、必要な医薬品、衛生材料及び DPAT が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タッグ等の整備に努め、災害時における DPAT の編成及び精神疾患を有する患者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。
- (6) 災害拠点精神科病院は、自家発電機等の保有と、3 日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- (7) 災害拠点精神科病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (8) 災害拠点精神科病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。
- (9) 災害拠点精神科病院は、3 日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- (10) 県は、災害拠点精神科病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、等の施設や設備の整備を推進する。

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害拠点精神科病院	全 県	松山記念病院

2-11-5 広域的救護活動の調整

- (1) 県は災害医療コーディネータとともに、市町の行う医療救護活動の総合調整のほか、市町だけでは対応が困難な場合の応援・補完を行うため、広域的な救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、医薬品、医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れを調整し、医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処する。
- (2) 県は、独自に十分な医療活動が実施できない場合は、他県や国に対し、救護班や災害医療派遣チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他県等からの派遣の受入れを調整する。
- (3) 保健所は災害医療コーディネータとともに、被災地域において、医療救護活動に必要な情報を収集・提供し、県、市町、関係団体等との連携を図りながら、被災者に対する健康管理、防疫活動等の総合的な調整を行う。
- (4) 県は、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認

められる場合は、国に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するとともに、受入れ、派遣を調整する。

2-11-6 広域医療搬送

県は、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行う広域医療搬送を実施するため、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を松山空港に設置する。なお、広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、運営方針、協力・連携機関等に係る計画をあらかじめ定める。

2-11-7 災害情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

2-11-8 難病患者等の状況把握

県及び市町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

2-11-9 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

2-11-10 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- (1) 県及び市町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

2-11-11 県民及び自主防災組織が実施すべき事項

県民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

県民は、献血者登録に協力する。

※資料	1	救護班の編成と収容施設一覧表	(資料編 7-1)
	2	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県医師会）	(資料編 7-2)
	3	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県看護協会）	(資料編 7-3)

- | | | |
|----|--|------------|
| 4 | 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県歯科医師会） | （資料編 7-4） |
| 5 | 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県薬剤師会） | （資料編 7-5） |
| 6 | 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定 | （資料編 7-6） |
| 7 | 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（愛媛県柔道整復師会） | （資料編 7-7） |
| 8 | 日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況 | （資料編 7-8） |
| 9 | 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県薬事振興会） | （資料編 7-9） |
| 10 | 災害時における医療ガス等の供給に関する協定 | （資料編 7-10） |
| 11 | 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定 | （資料編 7-14） |
| 12 | 災害時における医療機器等の供給に関する協定（愛媛県医療機器販売業協会） | （資料編 7-15） |
| 13 | 愛媛県防災対策基本条例 | （資料編 22-1） |
| 14 | 災害時における被災者支援に関する協定
（日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部） | （資料編 7-16） |

第12章 防疫・衛生体制の整備 【健康増進課、薬務衛生課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

2-12-1 実施体制

- (1) 被災地域を所管する市町は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施する。
- (2) 当該市町のみでは実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（保健所）の応援を得て実施する。

2-12-2 県の活動

- (1) 防疫の実施について、国及び他の都道府県と協議する。
- (2) 詳細な感染症対応マニュアルを作成する。
- (3) 予防教育や広報活動により、食品衛生及び感染症予防に関する普及啓発を図る。
- (4) 食品衛生・消毒方法等を指導する。

2-12-3 市町の活動

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第13章 保健衛生活動体制の整備【保健福祉課、医療対策課、健康増進課】

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

2-13-1 情報収集体制の整備

県及び市町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2-13-2 保健衛生活動に関する体制整備

県及び市町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第 1 4 章 孤立地区対策 【防災危機管理課】

平成 16 年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

このため、市町が孤立するおそれのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

防災条例第 27 条第 2 項及び第 28 条第 5 項

2-14-1 県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、市町に対し次の措置を行う。

- (1) 情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
- (2) 物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

2-14-2 市町の活動

市町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や N T T 西日本による特設公衆電話の事前設置、通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地区集団に対する避難指示の検討
- (6) 孤立を想定した食糧等の備蓄

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

第15章 要配慮者の支援対策

【防災危機管理課、観光国際課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、河川課、港湾海岸課、砂防課、特別支援教育課】

県、市町及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、市町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

防災条例第28条第6項

2-15-1 県の活動

- (1) 県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行うとともに、外国人向けの防災対策を促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と連携・協力し、災害時の多言語対応支援等を行う災害多言語支援センターの設置など、市町に対する支援体制の構築に努めるほか、外国人が、より正確な情報を円滑に入手できるよう、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」や愛媛県避難支援アプリ「ひめシェルター」等の普及に努める。
- (2) また、県は、市町が設置する福祉避難所の運営訓練や物資配備等に必要な支援に努める。
- (3) 県は、市町地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に際し必要な情報を提供するなど管理者等へ支援を行う。
- (4) 県は、避難所等における要配慮者支援のため、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会等関係団体と連携し、災害時要配慮者支援チームの編成及び充実に努める。

2-15-2 市町の活動

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

- (1) 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。ま

た、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

2 避難体制の確立

- (1) 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (2) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

3 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2-15-3 社会福祉施設等管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の充実

市町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

2 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定

(資料編 17-15)

第16章 広域的な応援体制の整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、技術企画室、道路維持課、県警本部】

防災条例第30条

県、市町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県、市町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

2-16-1 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2-16-2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

県と市町が締結している協定等は、次のとおりである。

なお、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 *平成28年2月17日締結	(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供	応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル *平成28年8月2日策定	(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供 (3) 救援活動に必要な車両等の提供 (4) 応急復旧等に必要の職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 (6) 被災市町に代行しての情報の発信 (7) 前各号に定めるもののほか、被	(1) 災害の状況 (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等） (3) 応援を求める期間及び場所 (4) その他必要な事項

	災市町から特に要請のあった事項	
--	-----------------	--

2-16-3 他県との広域的な応援体制の整備

県は、四国、中四国、関西広域連合及び全都道府県の各知事とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結するとともに具体的な応援・受援計画を整備する。

四国4県間、中四国9県間、関西広域連合及び全都道府県の間各広域応援協定における応援の種類及び応援要請の手続は、次のとおりである。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
四国4県広域応援協定 （危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定） ＊平成19年2月5日改定 四国4県広域応援協定実施細目 （危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目） ＊平成27年11月25日改定 四国4県広域応援協定（危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定）に基づく支援・受援マニュアル ＊平成29年3月7日改定 愛媛県広域応援計画・受援計画 ＊平成19年2月5日4県各県で策定	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供 (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 (4) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 (6) その他特に要請のあった事項	電話、ファクシミリ等により次に掲げる事項を明らかにして応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を送付する。 (1) 被害の状況 (2) 物的支援を要請する場合は、物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段、輸送経路等 (3) 人的支援を要請する場合は、活動内容、職種、人員、派遣要請場所、派遣期間、交通手段及び宿泊所 (4) その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及びその期間 (5) その他必要な事項
中四国広域応援協定 （中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定） ＊平成24年3月1日改定	(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (3) 避難、救援、消火、救急活	○広域支援本部による支援の場合 電話、ファクシミリ等により次に掲げる事項を明らかにして応援を要請し、後日、速やかに文書を提出する。 (1) 災害の状況 (2) 物資及び資機材の提供を要請する場合は、その品名及び数量等

<p>中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル *平成 30 年 3 月 1 日改定</p>	<p>動等に必要車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっせん並びに資機材の提供 (4) 医療、救援、応急復旧等に必要医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 避難者を受け入れるための施設の提供 (6) その他特に要請のあった事項</p>	<p>(3) 職員の派遣を要請する場合は、職種別人員 (4) 避難者を受け入れるための施設の提供を要請する場合は、避難者の状況及び人数 (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点への経路 (6) 応援を必要とする期間 (7) その他必要な事項 ○ カウンターパート制による支援の場合電話等で広島県へ連絡員の派遣を要請する。</p>
<p>関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 *平成 29 年 6 月 6 日締結</p>	<p>(1) 職員の派遣 (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3) 資機材の提供 (4) 避難者及び傷病者の受入れ (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保 (6) 医療支援 (7) その他被災した構成府県市が要請した措置</p>	<p>被災し、単独では十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに連合組織に対し、応援を要請する。ただし、要請を口頭で行った場合は、要請について速やかに書面を作成し、提出する。 (1) 被害の状況 (2) 要請する応援の内容 (3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路 (4) その他留意すべき事項</p>
<p>全都道府県広域応援協定 (全都道府県における災害時等の広域応援に関する協定) *平成 30 年 11 月 9 日改定</p> <p>全都道府県広域応援協定実施細目 (全都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目(災害関係)) *平成 24 年 5 月 18 日改定</p>	<p>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋</p>	<p>必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出する。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。 (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量 (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容 (3) 職種及び人数 (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路 (5) 応援期間(見込みを含む。) (6) その他必要な事項 なお、災害の規模に応じ、支援の方法を区分 ○小規模災害：カバー(支援)県による支援 ○中規模災害：ブロック間(九州)の支援 ○大規模災害：全国の対口支援方式による支援</p>

2-16-4 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりである。

なお、今後とも、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (1) 航空指揮支援隊
- (2) 県大隊指揮隊
- (3) 統合機動部隊指揮隊
- (4) NBC災害即応部隊指揮隊
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊

- (6) 消火小隊
- (7) 救助小隊
- (8) 救急小隊
- (9) 後方支援小隊
- (10) 通信支援小隊
- (11) 特殊災害小隊
- (12) 特殊装備小隊
- (13) 水上小隊
- (14) 航空小隊
- (15) 航空後方支援小隊

2-16-5 警察災害派遣隊の編成

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する警察災害派遣隊を次のとおり編成し、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的な応援体制の整備を図る。

- (1) 即応部隊
- (2) 一般部隊

2-16-6 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として選定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して選定する。

- (1) 交通アクセスに優れていること
- (2) 被災が想定されない安全区域内にあること
- (3) 活動に必要な敷地や建物を有すること
- (4) 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- (5) 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- (6) 一定期間の継続使用が可能であること
- (7) 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

なお、災害時に近隣県の物資拠点を相互に利用できるよう広域的な視野で検討を行う。

また、県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付けるとともに、道の駅の各施設管理者は、その機能強化に努める。

2-16-7 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定する。

市町は、県計画と連携した受援計画を策定することとし、県はこれを積極的に支援する。

なお、策定した県計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うほか、県は市町や関係機関等に対し、県計

画と連携した受援計画の策定を働きかける。

県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

※資料	1	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	(資料編 17-1)
	2	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	(資料編 17-2)
	3	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17-3)
	4	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目	(資料編 17-4)
	5	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル	(資料編 17-5)
	6	愛媛県広域応援計画・受援計画	(資料編 17-6)
	7	中国・四国地方の災害発生時の広域応援支援に関する協定	(資料編 17-7)
	8	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル	(資料編 17-8)
	9	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	(資料編 17-9)
	10	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17-10)
	11	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	(資料編 17-11)
	12	全国知事会災害対策本部等設置要綱	(資料編 17-12)
	13	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	(資料編 17-13)
	14	災害復旧技術専門家派遣制度	(資料編 17-14)
	15	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	(資料編 17-15)
	16	緊急消防援助隊受援計画	(資料編 17-16)
	17	緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画	(資料編 17-17)
	18	広域防災拠点	(資料編 17-21)
	19	愛媛県広域防災活動要領(概要)	(資料編 17-22)
	20	広域防災拠点用資機材一覧表	(資料編 17-23)
	21	愛媛県消防広域相互応援協定	(資料編 4-2)
	22	愛媛県消防広域相互応援計画	(資料編 4-3)
	23	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)
	24	愛媛県消防団広域相互応援協定	(資料編 4-4)

第17章 資材・機材等の点検整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、薬務衛生課、技術企画室、河川課、道路維持課、県警本部】

県、市町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

2-17-1 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

2-17-2 点検整備実施機関

資材・機材を保有する各機関とする。

2-17-3 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施する。

2-17-4 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

2-17-5 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

第18章 情報通信システムの整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、スマート行政推進課、デジタルシフト推進課、河川課、砂防課、県警本部】

県、市町及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

2-18-1 情報収集・連絡体制の整備

県、市町及びその他防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

1 県の役割

- (1) 機動的な情報収集活動を行うため、消防防災ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等の運用管理及び県警ヘリコプターとの連携に努めるなど、各機関において多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
また、四国地方整備局の光ファイバーネットへの接続により情報共有を図る。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 地上の災害の影響を受けない衛星通信の利用を図るため、県と市町等を結ぶ衛星通信ネットワークの運用管理に努める。
- (4) 緊急時における総理大臣官邸、内閣府等、国との通信手段を確保するため、中央防災無線網に接続する通信回線の運用管理に努める。
- (5) 地震観測体制を強化するため設置している震度情報ネットワークシステムや、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの運用管理に努める。
- (6) 被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を被災市町に派遣し情報収集する体制を確保し、その情報収集活動に必要な衛星携帯電話などの通信連絡手段の整備や情報収集要領の作成に努める。
- (7) 国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

2 市町の役割

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- (5) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

3 防災関係機関の役割

- (1) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- (4) NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努

める。

- (5) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

2-18-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

2-18-3 防災情報システムの拡充整備

1 基本方針

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる防災通信システムを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

2 県の対応

県、市町、防災機関等を大容量の有線ブロードバンド及び無線回線で接続し、被災現場の映像や気象情報等を配信する防災通信システムの運用に努め、広域調整を踏まえた災害対応支援機能の整備を図る。

また、県及び市町等を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続して代替の通信経路の確保に努めるほか、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努めるほか、衛星インターネットの導入によるインターネットへの接続回線の多ルート化や、県災害情報システム等による情報共有機能の強化に努める。

さらに、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。

3 市町の対応

防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

4 県民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

2-18-4 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握するため、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を県庁及び市町の対策本部に電送するヘリコプターテレビ電送システムを活用し、迅速、的確な災害予防・応急対策活動の実施に努める。

1 災害予防対策活動

災害危険箇所調査

2 災害応急対策活動

- (1) 被災状況の把握（建物の倒壊、土砂災害、河川、道路・橋梁・港湾・漁港施設等の被害、交通渋滞及び交通障害の状況等）
- (2) 化学プラント、高速道路等における大規模事故の状況把握

3 救助活動

- (1) 水難事故・山岳遭難事故・土砂災害事故等における偵察、地上救助隊への情報伝達
- (2) 高層建築物火災の状況把握、地上救助隊への情報伝達

4 消火活動

林野火災時の偵察、地上消火隊への情報伝達

2-18-5 河川等情報システムの活用

県内全域の雨量、水位、ダム諸量等の観測データを自動観測により収集処理し、防災関係機関への情報提供を行い、また的確な水防警報の発令や住民への避難指示等の迅速化を図り、水災による被害を軽減するため、システムの活用を図る。

また、水防体制の迅速化、防災情報の提供拡大を図るため、「えひめ河川メール」の普及推進に努めるとともに河川等情報システムの機能の拡充整備を図る。

2-18-6 土砂災害情報相互通報システムの整備

- 1 県は、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）を公表し、危険な土地の周知を行うなど、平素から住民の防災意識を向上させるシステムの構築に努める。
- 2 県は、早期避難の参考となる土砂災害警戒情報や雨量情報など土砂災害関連情報を提供するシステムを構築し、切迫した危険度を市町並びに住民に提供するなど、より高度なシステム整備の促進に努める。

2-18-7 各種情報システムデータのバックアップ保管

県及び市町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

※資料	1	J-ALERTシステムの概要	(資料編 5-5)
	2	愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図	(資料編 6-1)
	3	愛媛県非常通信協議会構成員名簿	(資料編 6-2)
	4	市町の非常通信ルート	(資料編 6-3)
	5	消防防災無線連絡系統図	(資料編 6-4)
	6	水防用多重無線電話系統図	(資料編 6-5)
	7	アマチュア無線局用レピーター局設置場所	(資料編 6-7)
	8	海上保安部通信系統図	(資料編 6-8)
	9	警察有線電話通信系統図	(資料編 6-9)
	10	大規模災害時等の通信確保に関する協定	(資料編 6-10)
	11	大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定	(資料編 6-11)
	12	総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度	(資料編 6-12)
	13	総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度	(資料編 6-13)
	14	総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度	(資料編 6-14)

15	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	(資料編 16-1)
16	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図	(資料編 16-2)
17	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー	(資料編 16-3)
18	緊急運航連絡系統図	(資料編 16-4)
19	愛媛県消防防災航空隊	(資料編 16-5)
20	愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表	(資料編 16-6)
21	愛媛県内臨時ヘリポート一覧表	(資料編 16-7)
22	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	(資料編 16-8)
23	ヘリテレ映像の提供に関する協定	(資料編 5-18)

第19章 ライフライン災害予防対策

【防災危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、産業政策課、都市整備課、発電工水課、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、四国ガス株式会社】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施する。

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

2-19-1 水道施設

水道事業者等は、風水害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の耐災害性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことに留意する。

1 県の活動

県は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- (1) 市町と協力し、災害時における広域的な情報収集・連絡体制の整備を行う。
- (2) 応急給水及び応急復旧活動に関する広域的な行動指針を作成する。
- (3) 事業者等と協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。

2 市町の活動

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施

防災条例第30条

防災条例第30条

設間の連絡管等の整備促進を図る。

- (4) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2-19-2 下水道施設

1 下水道管理者の活動

下水道管理者は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

2 代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 雨水貯留浸透

下水道管理者は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

2-19-3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

2-19-4 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

- (1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに

事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、県民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

防災条例第 21 条

2-19-5 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

1 ガス施設の災害予防措置

(1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

(2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

(3) ガス導管の地区分割を図るため、災害対策バルブを設置する。

2 応急資機材の整備

(1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。

(2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

防災条例第 21 条

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出動する。

4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

防災条例第 19 条

5 ガス利用家庭設備整備

(1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

(2) 利用者に対し、災害時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

2-19-6 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国や県、市町、その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害が発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

防災条例第19条

3 電気通信設備等に対する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害時に備え重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

(1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

(2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交

換装置として非常用交換装置を広域配備する。

- (3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 所外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

2-19-7 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- ※資料
- 1 愛媛県防災対策基本条例
 - 2 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

(資料編 22-1)

(資料編 8-9)

第20章 道路災害予防対策

【道路建設課、道路維持課、都市整備課、県警本部】

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、（一社）愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

2-20-1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2-20-2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

2-20-3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

2-20-4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

2-20-5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

2-20-6 交通管制施設及び交通管理体制の整備

県警察は、災害時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、（一社）愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。

※資料	1	緊急輸送道路	(資料編 11-1)
	2	災害時における交通誘導等の業務に関する協定	(資料編 11-15)
	3	重要物流道路及びその代替・補完路	(資料編 11-30)

第21章 建築物災害予防対策

【循環型社会推進課、森林整備課、河川課、砂防課、都市計画課、建築住宅課】

風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

また、市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2-21-1 風水害に強いまちづくり

県及び市町は、災害を予防するため、次の措置を構ずる。

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。
また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (4) 土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備について市町に対し助言を行うほか、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供する土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- (5) 市町長は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。
- (7) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- (8) 市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (9) 市町は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。
- (10) 市町は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (11) 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、

適切な助言や支援を行うものとする。

2-21-2 大火災に強いまちづくり

県並びに建築主事を置く松山市、今治市、新居浜市、西条市及び宇和島市は、都市防災不燃化を促進するため、次の措置を構ずる。

- (1) 建築基準法第 12 条による特殊建築物の定期報告の周知徹底を図るとともに、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物について防災査察を実施し、必要に応じ改修等の指導を行う。
- (2) 中高層耐火建築物の融資制度の周知を図る。
- (3) 商業地などの人口集中地区の防火地域・準防火地域の指定を促進する。

県及び市町は、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進する。

※資料 1 防火地域及び準防火地域の決定状況

(資料編 12-16)

第 2 2 章 港湾・漁港災害予防対策 【漁港課、港湾海岸課】

港湾・漁港における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-22-1 港湾

本県は、海岸線が長いこともあり、港湾数は、県管理、市町管理等を合せて 51 港と全国第 5 位となっている。港湾は、海陸輸送の結節点及び経済流通の拠点として、また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割をもつ施設である。

このため、風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき緊急性の高い個所から防災対策を実施する。

また、近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

2-22-2 漁港

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

- | | | | |
|-----|---|--------------|-------------|
| ※資料 | 1 | 愛媛県港湾位置図 | (資料編 11-11) |
| | 2 | 管理者別港湾の状況 | (資料編 11-12) |
| | 3 | 愛媛県防災拠点漁港位置図 | (資料編 11-30) |

第23章 農地・農業用施設災害予防対策 【農地整備課】

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-23-1 農地

本県の農地は、約70%が中山間地域にあり、地形が急峻であることなどから、棚田が多く基盤整備が遅れており、梅雨期や台風時の集中豪雨等により、多大の被害を受けている。

このため、県及び市町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

2-23-2 農業用施設

本県の農業用施設は、古くから築造されたものもあり、また中山間地域に存する施設が多数ある。このため、梅雨期や台風時の集中豪雨により、多大の被害を受けている。

このため、県及び市町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

2-23-3 老朽ため池

本県は、瀬戸内海の寡雨地帯に位置し慢性的な水不足地域であることから、古来より農業用水源として多くのため池が築造されてきた。現在県内には、3,000箇所を超えるため池があり、築造後100年以上経過しているため池が大半を占めていることから老朽化が著しい状況にある。

このため、県及び市町は、農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

2-23-4 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

- | | | | |
|-----|---|-----------------|----------|
| ※資料 | 1 | 地すべり防止区域指定箇所一覧表 | (資料編3-2) |
| | 2 | 県内ため池一覧表 | (資料編4-8) |

第 2 4 章 文化財の災害予防対策 【文化財保護課】

2-24-1 文化財の災害予防対策

- 1 風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。
 - (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
 - (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
 - (3) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
 - (4) 避難方法・避難場所の設定
 - (5) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
 - (6) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施
- 2 県教育委員会は、平成 25 年に中国四国地方の 9 県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、文化財が被災した場合に必要な救出や応急措置を行うため、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有する。
- 3 平成 30 年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和 2 年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、県内各市町、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

第25章 水害予防対策

【森林整備課、河川課、砂防課、都市整備課、四国地方整備局】

梅雨期の豪雨や、近年、多発する風水害を防ぐため、治山事業計画、治水事業計画及び砂防事業計画を策定し、計画的に予防事業を実施する。

2-25-1 治山

本県は地形が急峻なうえ、複雑な破碎帯地すべりを多く抱えているなど災害を受けやすい環境にある。

このため、国及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

1 国の活動

国有林内の山地災害を防止するため、森林管理局は森林法により、国有林の地域別の森林計画を作成し、山地治山等の保安施設事業を推進する。

民有林内において国土保全上特に重要であると認められる地区については、直轄治山事業を行い、山地災害の防止を図る。

また、近年の山地災害の多発に対処するため、山地災害危険地区を調査し、災害の未然防止に努める。

2 県の活動

民有林内の山地災害を防止するため、県は森林法により、地域森林計画を作成し、緊急かつ計画的に事業を実施する。

また、近年の山地災害の多発に対処するため、山地災害危険地区を調査し、災害の未然防止に努める。

2-25-2 治水

本県の河川は、229 水系、1,269 河川、流路延長約 3,300 kmあり、地形上流路が短く急流であり、地質上からも土砂流出が激しく、天井川が多いため、水害を受けやすい状況にある。

このため、河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努めるほか、県内の柳瀬、富郷、新宮、鹿森、黒瀬、玉川、台、石手川、鹿野川、野村、須賀川、山財の 12 ダムについては、それぞれの管理事務所において洪水調節に当たる。

出水期前には、重要水防箇所等の重要区間を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

さらに、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策等に努める。

また、以下のとおり洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域の指定及び公表を行うほか、その他の河川についても、必要に応じて、住民に水害リスク情報を周知するなど、国・県・市町等の関係機関が連携して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な事項等を定める。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び県〔知事〕が組織する「大規模氾濫減災対策協議会」、「大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

1 国の活動

国は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、

その水位に達成した旨の情報を提供する河川において、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

2 県の活動

県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表するとともに、関係市町の長に通知するほか、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

3 市町の活動

浸水想定区域の指定を受けた市町は、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞行者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞行者その他の者へ周知するものとする。

なお、同一水系に位置する市町は、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、市町長は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行う。

2-25-3 砂防

本県は、県土の約 8 割を山地が占め、山間部は多くの断層が縦断する複雑な地質構造であり、河川は流路が短く急流のため荒廃が進んでおり、大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める必要がある。そのため、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を検討する。

1 ハード対策

このため、土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。

- (1) 保全人家 30 戸以上の土砂災害危険箇所
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する箇所
- (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する箇所
- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- (2) 土砂災害警戒情報について、精度向上や市町及び住民への伝達の充実に努める。
- (3) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の周知徹底を図る。
- (4) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、市町と協力して基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域等について指定を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。
- (6) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、県及び市町の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

ア 県の活動

県は、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

イ 市町の活動

土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町は、市町地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (キ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (ク) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

※資料	1	重要水防箇所一覧表	(資料編 4-5)
	2	砂防指定地指定箇所一覧表	(資料編 3-1)
	3	地すべり防止区域指定箇所一覧表	(資料編 3-2)
	4	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	(資料編 3-3)
	5	土砂災害警戒区域等指定一覧表	(資料編 3-4)

6 土砂災害危険箇所総括表

(資料編 3-5)

7 山地災害危険地区総括表

(資料編 3-6)

第26章 高潮災害予防対策 【農地整備課、漁港課、港湾海岸課】

高潮及び波浪による被害から海岸を防護し、もって県土の保全を図るため、次の対策を実施する。

2-26-1 海岸保全

本県の海岸総延長は約 1,700km に及び、全国第 5 位の延長を有している。海岸の特徴は、佐田岬半島を境に宇和海と瀬戸内海に分かれ、瀬戸内海沿岸は台風接近時等に高潮浸水被害発生危険性が高く、宇和海沿岸は台風接近時等に高潮・波浪等による高潮浸水被害発生危険性が高い。

このため、海岸管理者は、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸保全施設の整備推進に努め、高潮浸水被害から県民の生命と財産を守る。

1 県の活動

海岸堤防等海岸保全施設の機能を確保し、高潮・波浪等による浸水被害を未然に防止するため、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備及び維持管理を行う。

重要区間等を中心に海岸保全施設に異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

水防法に基づき、高潮による海岸の背後地域の浸水状況を想定する高潮浸水想定区域図を作成し、その浸水区域を高潮浸水想定区域として指定する他、市町へ提供し、市町のハザードマップ整備を支援する。

愛媛県潮位情報提供システムにより、WEB 上でリアルタイムの潮位観測結果と海面の画像を提供する。

2 市町の活動

浸水想定区域の指定を受けた市町は、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

※資料	1	土木部所管海岸管理者一覧表	(資料編 3-7)
	2	農林水産部所管海岸管理者一覧表	(資料編 3-8)

第27章 地盤災害予防対策 【農地整備課、森林整備課、砂防課】

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-27-1 地すべり等防止施設の整備

本県の地すべり地域は、東西にほぼ平行して縦走する中央構造線、御荷鉾構造線、佛像構造線により4地区に区分され、地質はいずれも風化剥離性に富む脆弱地質である。

このため、県は、風水害等により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等や山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報誌等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進するほか、市町が行う土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備を支援する。また、早期避難の参考となる雨量情報など、土砂災害関連情報を提供するシステムの整備促進に努める。

土砂災害発生時には、各防止施設に異常がないか点検パトロールを行うなど二次災害を防止する体制を整備する。

さらに、県では砂防ボランティア協会と協働し、二次災害を防止する体制を整備する。

なお、県は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、市町長が防災活動や住民等へ避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、松山地方气象台と連携して、土砂災害警戒情報の提供に努める。

1 地すべり対策事業の施行

- (1) ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。
- (2) 県は大規模な地すべりによる土砂災害が急迫している状況においては、緊急調査を実施し、この調査により得られた被害の想定区域等に関する情報を市町に提供するとともに、一般に周知する。

2 砂防事業の施行

土石流などが到達するおそれのある下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域を砂防指定地に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防堰堤工、溪流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止対策を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

4 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備

県は、関係住民に対し、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の情報の周知徹底を行うとともに、避難場所や避難方法などの警戒避難について市町に助言を行う。なお、平常時から住民に土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を提供するシステムの維持・管理・充実に努める。

また、市町は、地域の土砂災害警戒区域等や指定避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

5 土砂災害警戒区域等の指定促進等

土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、市町と協力して基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域等について指定を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 県

県は、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

(2) 市町

土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町は、市町地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ **警戒区域内**に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク **警戒区域**をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

6 愛媛県砂防ボランティア協会との協働

県は、愛媛県砂防ボランティア協会と協働し、次のことを行う。

- (1) 土砂災害に関する知識の普及
- (2) 土砂災害危険箇所点検
- (3) その他土砂災害防止活動に役立つ諸活動

2-27-2 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

2-27-3 治山

1 治山事業の施行

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業を実施する。

2 山地防災ヘルパー協会との協働

山地防災ヘルパー協会は、次のことを行い、山地災害に関する情報を収集し、県に提供するよう努める。

- (1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握
- (2) 山地被災箇所における二次災害防止のための監視活動
- (3) その他山地防災に関する活動

※資料	1	地すべり防止区域指定箇所一覧表	(資料編 3-2)
	2	土砂災害危険箇所総括表	(資料編 3-5)
	3	山地災害危険地区総括表	(資料編 3-6)
	4	愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要	(資料編 18-5)

第28章 海上災害予防対策

【防災危機管理課、港湾海岸課、県警本部、四国地方整備局、第六管区海上保安本部】

海上における災害を予防するため、国の機関並びに県、市町及びその機関等は、災害予防活動について、次のような予防措置を実施する。

2-28-1 県、警察、市町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や県民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定期的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

2-28-2 各地区排出油等防除協議会の活動

松山地区排出油等防除協議会、東予地区排出油等防除協議会及び宇和海地区大量排出油等防除協議会（以下「排出油等防除協議会」という。）は、各海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災無線の整備促進に努める。

3 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

※資料	1	海上保安部所属巡視船艇	(資料編 11-7)
	2	海上保安部航空機要目	(資料編 11-8)
	3	海上保安部監視取締艇	(資料編 11-9)
	4	海上保安部災害時優先電話番号等	(資料編 11-10)
	5	東予地区排出油等防除協議会会則	(資料編 15-3)
	6	松山地区排出油等防除協議会会則	(資料編 15-4)
	7	宇和海地区大量排出油等防除協議会会則	(資料編 15-5)
	8	備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則	(資料編 15-6)

第 29 章 航空災害予防対策 【大阪航空局（松山空港事務所）】

航空機墜落等の大規模な航空機事故による航空災害を防止するために、国の機関並びに県、市町及びその機関は、被害の軽減を図るため、必要な予防措置を実施する。

2-29-1 防災体制の整備

松山空港事務所は、松山空港緊急計画を定め、松山空港及び隣接区域において、航空機事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の関係機関の果たすべき役割分担等を明確にし、円滑な消火救難・救急医療活動に努める。

2-29-2 松山空港緊急時対応計画検討委員会の活動

松山空港事務所は、上記の目的を遂行するため、県、市、消防、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁、税関、NTT、航空運送事業者等で松山空港消火救難活動協議会を組織する。

2-29-3 松山空港消火救難協力隊の活動

松山空港事務所は、空港内事業者で組織する松山空港消火救難協力隊の充実を図り、災害が発生した場合は、迅速な消火救難活動が実施出来るよう努める。

2-29-4 防災訓練の実施

松山空港消火救難活動協議会は、松山空港緊急計画に基づき航空機災害を想定した訓練を実施する。

※資料 1 松山空港緊急計画

(資料編 15-1)

第30章 鉄道施設災害予防対策

【交通政策室、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

2-30-1 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

2-30-2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

2-30-3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第31章 危険物等災害予防対策 【消防防災安全課、薬務衛生課】

2-31-1 火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る石油類、高圧ガス等の災害防止については、石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 予防査察等の強化

県、市町及び消防本部等監督機関は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、あわせて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

2 予防教育の徹底

- (1) 県及び市町消防本部等は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 県及び市町消防本部等は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、県、市町、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

2-31-2 毒物劇物の災害予防対策

県内には、毒物劇物営業者である毒物劇物製造業者、毒物劇物輸入業者及び毒物劇物販売業者のほか、電気めっき業者、金属熱処理業者、毒物劇物運送業者が存在する。

毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きいことに鑑み、次の事業を実施する。

1 県の活動

県は、関係施設の自主保安体制の充実を指導する。

(1) 立入検査の実施

毒物劇物の製造や販売施設が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう立入検査の際に構造設備に係る指導を強化する。

(2) 保護具の設置

保健所に、毒物劇物用保護衣、防毒マスク等の保護具一式を配置して、緊急事態が発生した場合、即時、消防機関等に協力できる体制を確立するとともに、保健所の毒物劇物監視員の定期的な実地訓練を行う。

2 製造業者等の活動

製造業者等は、日頃から災害予防のための措置を講じておく。

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

※資料	1	毒物劇物製造・輸入・販売・届出事業者	(資料編 14-1)
	2	毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図	(資料編 14-2)
	3	毒物劇物の災害時における事故処理要領	(資料編 14-3)

第32章 火災予防対策 【消防防災安全課】

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

2-32-1 消防職員、消防団員の教育・育成

消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条及び第51条の規定に基づき、愛媛県消防学校において、県内消防職員及び消防団員の教育を行う。また、県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2-32-2 消防統計及び消防情報

毎年県内の消防統計を作成し、火災に対する予防、防御の資料とするほか、機動化、科学化した各種消防情勢を広報するとともに、特殊火災、大火災に対する防御活動の検討会を実施し、防御の適否を判断して、教養訓練の充実と将来の火災防御活動及び火災予防対策の万全を期する。

2-32-3 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針に基づき、各市町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

2-32-4 防火思想の普及

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

2-32-5 火災予防

消防法第8条に定める、防火管理体制と消防用設備の設置並びに市町火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制、器具等の整備点検を確実にを行い火災予防の徹底を図る。

また、気象状況が火災予防上危険である場合、消防法第22条に規定する火災気象通報を、知事から速やかに関係市町長に伝達し、市町長は、必要に応じ火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

このため市町長は、地域防災計画に次の事項を定めておく。

- (1) 警報発令基準
- (2) 警報発令計画
- (3) 警報解除計画

2-32-6 火災予防査察

消防長又は市町長は、特に必要があると認められるときは、市町地域防災計画の定めるところに従って、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づいて予防査察を実施する。

2-32-7 消火活動

火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発し、消火活動について消防と一般人の一体化を図る。

2-32-8 災害防御の措置

消防組織法第 43 条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御の措置の早期確立を期する。

※資料 1 市町消防の現状

(資料編 4-1)

第33章 林野火災予防対策

【防災危機管理課、消防防災安全課、森林整備課、四国森林管理局】

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2-33-1 林野火災消防計画の確立

市町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

- (1) 特別警戒実施計画
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- (2) 消防計画
消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。
- (3) 資機材整備計画
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- (4) 啓発運動の推進計画
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。
- (5) 林野火災防御訓練の実施計画
市町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

2-33-2 林野所有（管理）者の予防対策

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法、火入れに関する条例及び市町火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期（2月～5月）における見巡りの強化

2-33-3 林野火災対策用資機材の整備

県、市町及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、全輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

2-33-4 空中消火体制の整備

県は、大規模林野火災に対処するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火体制を確立するとともに、空中消火用資機材を整備し、愛媛県林野火災空中消火資機材貸付要領の適切な運用を図る。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市町は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

※資料 1 林野火災応急対策用の資機材

(資料編 4-7)

第34章 災害復旧・復興への備え

【防災危機管理課、スマート行政推進課、男女参画・県民協働課、循環型社会推進課、土木管理課、技術企画室、都市計画課】

2-34-1 平常時からの備え

県及び市町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

県及び市町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

県及び市町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

県や市町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市町は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

国、県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

2-34-2 複合災害への備え

県及び市町等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

県及び市町等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

県及び市町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2-34-3 災害廃棄物の発生への対応

県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県及び市町は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

県及び市町は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

2-34-4 各種データの整備保全

県及び市町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

県及び市町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2-34-5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町は、その制度の普及促進にも努める。

2-34-6 復興事前準備の実施

県及び市町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

2-34-7 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。